

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年12月21日（月）13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、伊藤係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 受入ピットの線量計による線量率測定は常時実施し、測定データを基にして月ごとに過去1年間の線量率の平均値を算出する。平均値が1mSv/hを超えないよう、平均値が高い場合は低線量の廃棄物を受け入れる等の対応を実施する。なお、運用開始後1年経過するまでは、運用開始月からの期間で平均値を算出する。
 - 連続ダストモニタは、連続的に供給するろ紙に付着した放射性物質を測定するもので、測定結果の表示が1秒間隔で更新される仕様のもを設置する予定である。
 - C区域において放射性物質濃度が全面マスク着用基準を上回るおそれがある場合は、必要に応じて各室のシャッターを閉めるとともに、装備をD区域相当に見直すことや当該エリアの除染の実施を検討する。
 - 減容処理作業中は、制御盤室に運転員が常駐する。
 - 仮集積エリアは、固体廃棄物の短期間の仮置きを想定したエリアであり、減容処理設備の円滑な運用に必要な最低限の容量とする。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、
 - 受入ピットにおいて廃棄物が入っていない期間も含め線量率測定を常時実施すると、受入廃棄物の表面線量率は平均1mSv/hを超えられらるが、このような場合でも、廃棄物の線量率が平均1mSv/hを超えないような管理が確実に行われることを示すこと。
等を求めた。

6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について